

東京都港区虎ノ門一丁目1番21号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- (1) 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行う建築物
- (2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物
- (3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物
- (4) 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

5 業務の開始の日

令和2年9月29日

(建築住宅課)

富山県告示第434号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年10月12日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1661190114	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	シナジーゲート合同会社
事業所	所在地	射水市三ヶ1093番地1
	名称	訪問看護ステーション みらい
サービスの種類	訪問看護	

事業所番号	1671100814	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 海友会
事業所	所在地	射水市海王町25番地
	名称	海王デイサービス
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1671100806	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 海友会
事業所	所在地	射水市海王町25番地
	名称	海王ショートステイ
サービスの種類	短期入所生活介護	

事業所番号	1670202769	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 あかね会
事業所	所在地	高岡市鷺北新 185番地
	名称	福祉用具 あかね会
サービスの種類	福祉用具貸与	

事業所番号	1670202769	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 あかね会
事業所	所在地	高岡市鷺北新 185番地
	名称	福祉用具 あかね会
サービスの種類	特定福祉用具販売	

富山県告示第435号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年10月12日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1661190114	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	シナジーゲート合同会社
事業所	所在地	射水市三ヶ1093番地1
	名称	訪問看護ステーション みらい
サービスの種類	介護予防訪問看護	

事業所番号	1671100806	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 海友会
事業所	所在地	射水市海王町25番地
	名称	海王ショートステイ
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護	

事業所番号	1670202769	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 あかね会
事業所	所在地	高岡市鷺北新185番地
	名称	福祉用具 あかね会
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与	

事業所番号	1670202769	
指定年月日	令和2年10月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 あかね会
事業所	所在地	高岡市鷺北新185番地
	名称	福祉用具 あかね会
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売	

富山県告示第436号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年10月12日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称	医療法人社団 矢野神経内科医院	
サービスの種類	短期入所生活介護	
事業所	名称	海王ショートステイ
	所在地	射水市海王町25番地
	介護保険事業所番号	1670300134
廃止の届出を受理した年月日	令和2年8月31日	

事業者の名称	医療法人社団 矢野神経内科医院	
サービスの種類	通所介護	
事業所	名称	海王デイサービス
	所在地	射水市海王町25番地
	介護保険事業所番号	1670300126

廃止の届出を受理した年月日	令和2年8月31日	
事業者の名称	アースサポート株式会社	
サービスの種類	訪問介護	
事業所	名称	アースサポート高岡
	所在地	高岡市蓮美町4番49号
	介護保険事業所番号	1670201894
廃止の届出を受理した年月日	令和2年9月28日	
事業者の名称	社会福祉法人 あいの風福社会	
サービスの種類	訪問介護	
事業所	名称	福祉コミュニティ高岡あいの風 訪問介護ステーション
	所在地	高岡市内免五丁目50番1号
	介護保険事業所番号	1670202256
廃止の届出を受理した年月日	令和2年9月2日	
事業者の名称	北陸メディカルサービス株式会社	
サービスの種類	通所介護	
事業所	名称	デイサービス 福
	所在地	砺波市中央町4番1号
	介護保険事業所番号	1670800620
廃止の届出を受理した年月日	令和2年9月23日	

富山県告示第437号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があつ

令和2年9月28日

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年10月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ジョイフルシマヤ豊田店 富山市豊田本町1丁目 525番 ほか21筆

2 店舗を設置する者 島屋株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）射水郡小杉町太閤山一丁目88番地 代表取締役 水口 和雄

（変更後）射水市太閤山一丁目88番地 代表取締役 水口 栄市

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）島屋株式会社 射水郡小杉町太閤山一丁目88番地 代表取締役
水口 和雄

（変更後）島屋株式会社 射水市太閤山一丁目88番地 代表取締役 水口
栄市

4 変更の日

3 変更事項 (1)、(2) 平成17年11月1日、令和2年5月20日

5 変更の理由

3 変更事項 (1)、(2) 市町村合併による住所変更及び代表取締役変更のため

6 届出の日 令和2年9月30日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年10月12日から令和3年2月12日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年10月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

スーパーセンターシマヤ砺波店 砺波市苗加658番1 ほか15筆

2 店舗を設置する者 島屋株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）射水郡小杉町太閤山一丁目88番地 代表取締役 水口 和雄

（変更後）射水市太閤山一丁目88番地 代表取締役 水口 栄市

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）島屋株式会社 射水郡小杉町太閤山一丁目88番地 代表取締役

水口 和雄

五野 進一 砺波市太郎丸1-6-2

(変更後) 島屋株式会社 射水市太閤山一丁目88番地 代表取締役 水口
栄市

4 変更の日

- 3 変更事項 (1) 平成17年11月1日、令和2年5月20日
(2) 平成16年2月21日、平成17年11月1日、令和2年5月20日

5 変更の理由

- 3 変更事項 (1) 市町村合併による住所変更及び代表取締役変更のため
(2) 市町村合併による住所変更及び代表取締役変更のため
小売業者の退店のため

6 届出の日 令和2年9月30日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年10月12日から令和3年2月12日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年10月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

スーパーセンターシマヤ立山店 中新川郡立山町利田610 ほか5筆

2 店舗を設置する者 島屋株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 水口 和雄

(変更後) 代表取締役 水口 栄市

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 島屋株式会社 代表取締役 水口 和雄

(変更後) 島屋株式会社 代表取締役 水口 栄市

4 変更の日

3 変更事項 (1)、(2)令和2年5月20日

5 変更の理由

3 変更事項 (1)、(2)代表取締役変更のため

6 届出の日 令和2年9月30日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年10月12日から令和3年2月12日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院外来駐車場消雪配管工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和2年10月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 富山県立中央病院外来駐車場消雪配管工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 消雪装置工事
- (4) 工事概要 現在造成工事中の駐車場内に消雪用の配管工事を行う
- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から令和3年3月19日まで
- (6) 予定価格 32,740,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成31・令和2年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、管工事の等級がAの者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申

立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

(2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<http://www.tch.pref.toyama.jp/>

(3) 提出期間

令和2年10月13日（火）から令和2年10月22日（木）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

(4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和2年10月12日（月）から令和2年11月10日（火）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和2年10月23日（金）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和2年10月26日（月）から令和2年10月28日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和2年11月4日（水）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、令和2年10月26日（月）までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

- (2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和2年10月26日（月）から令和2年11月10日（火）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

- (4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 令和2年11月13日（金）午後1時30分

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院外来診療棟5階51会議室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配布の際に、併せて様式の配布を受け、作成すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。
- (4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。

- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第1号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院外来駐車場消雪配管工事
2. 履行期限 令和3年3月19日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号(連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料

(様式第2号)

入札参加資格確認書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事名 富山県立中央病院外来駐車場消雪配管工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における平成31・令和2年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、管工事の等級がAの者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑤会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

